

1. 海老名 I C から主な I C までの料金 ※通常料金 (単位：円)

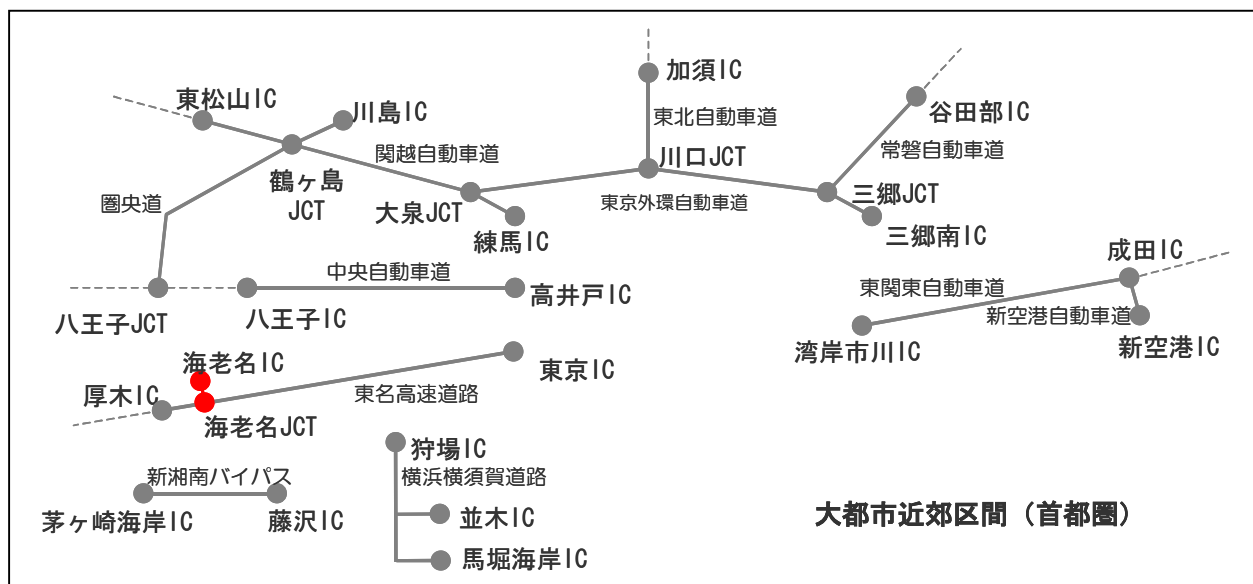
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京 I C	1,050	1,250	1,500	2,000	3,200
横浜町田 I C	550	650	750	1,000	1,550
厚木 I C	250	250	250	300	400
御殿場 I C	1,250	1,500	1,800	2,400	3,850
静岡 I C	2,700	3,350	3,950	5,400	8,900

※海老名 JCT から海老名 I C までの間は、高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準となっております。

2. E T C 時間帯割引の適用について

大都市近郊区間において適用される E T C 時間帯割引

割引名称	主な内容
深夜割引	0 時～4 時までの間に対象となる道路を走行。最大 50% 割引。
早朝夜間割引	大都市近郊区間 を少なくとも 1 区間走行し、かつ、1 回の走行距離が 100km 以内となる区間。入口又は出口の料金所を 22 時～翌 6 時までの間に通過。最大 50% 割引。
平日夜間割引	祝日を除く月～金曜日の 4 時～6 時までの間又は 20 時～24 時までの間に入口又は出口の料金所を通過。最大 30% 割引。
休日特別割引	軽自動車等または普通車のみ対象。 土日祝日の 6 時～22 時のご利用の場合：最大 30% 割引。 土日祝日の 0 時～6 時・22 時～24 時を含むご利用の場合：最大 50% 割引。 ※大都市近郊区間は地方部上限 1,000 円の対象外。



3. 通勤割引の回数制限特例の追加

通勤割引は、本来、同一の車両に対して朝夕各時間帯で割引適用回数を最初の 1 回に制限していますが、現在、八王子バイパス（御殿山料金所）については、東名高速 横浜町田 I C 及び厚木 I C 間、中央道 八王子 I C 間、小田原厚木道路 平塚本線及び平塚東料金所間を連続して走行された場合、通勤割引の回数制限の特例として、走行回数を 1 回目とみなし、それぞれの区間に通勤割引を適用しています。（※1）

今回の海老名 I C の開通に伴い、海老名 I C ～八王子バイパス間についても同様のご利用が見込まれることから、今回、回数制限特例の対象として追加いたします。（海老名 I C と八王子バイパス間を連続して走行した場合、走行回数を 1 回とみなし、それぞれの区間に連続して通勤割引を適用します。）（※2）

（※1）通勤割引については、大都市近郊区間が割引対象外であるため、地方部区間と大都市近郊区間の両方にまたがる走行以外は適用されませんので、ご注意ください。

（※2）それぞれの料金所の通過時間が、それぞれ通勤割引の対象時間内であることが条件となります。